

## **[事案 2021-174] 損害賠償請求**

・令和4年8月15日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人で[事案 2021-173]の申立人と同一人である。

### **<事案の概要>**

募集人の説明不足により契約内容を誤信したことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年1月に契約した定期保険について、以下等の理由により、既払込保険料相当額および遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)募集人は、解約の年に、解約返戻金と同額以上の経費が生じるのであれば、税負担が圧縮され、経済的利益があるという説明を行ったが、解約返戻金が既払込保険料を下回ることや、本契約に加入することの利害得失について具体的な説明をしなかった。
- (2)解約返戻金に対して、不可避免的に法人税が発生するにもかかわらず、あたかも解約返戻金が課税の対象とならないかのような前提で、実質返戻率を計算し、口頭での説明は一切しないという勧誘の方法は、不適切である。
- (3)本契約は、実質的には保険料の負担がなく経済的な損失が生じないまま、法人の利益の繰延べができる内容と誤信したが、実際は、既払込保険料を超える経済的利益を得られるどころか、経済的ないしキャッシュ・フローの観点からは損失しか生じ得ないものであった。
- (4)2,000万円程度の保険料を希望したところ、募集人は、400万円を超える保険料については、法人代表者（以下「代表者」）の母を被保険者とする保険契約を締結する必要があると述べたが、保険会社を分ければ、保険料が安価でかつ、代表者のみを被保険者とする保険契約を締結することが可能であった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書、注意喚起情報、ご契約のしおり、約款には、それぞれ、解約返戻金が払込保険料を下回ることが明確に記載されている。これらの事情からすれば、募集人は、単純返戻率と実質返戻率の内容を明確に説明し、代表者も解約返戻金額が払込保険料を下回ることを理解していた。
- (2)実質返戻率を示す当時の募集方法は、現在とは異なっており、募集人の募集活動がおよそ違法性を帯びるものではない。
- (3)設計書に記載されたメモから、募集人が、解約返戻金や単純返戻率についての説明や、単純返戻率と実質返戻率の違いを説明するため、両者を対比させながら説明したことは明らかである。
- (4)募集人が「解約返戻金を受取り時に雑収となるため、この際に退職金等の経費負担がなければ、実質返戻率の効果が得られない」旨を述べたところ、代表者も、当該経費負担につき「フォークリフトを購入し、減価償却費を充てる予定」と述べていることから、実質返戻率について理解していた。

### **<裁定の概要>**

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本契約が複数事業年度を通算した場合の税負担の合計額それ自体が、低減される効果を生させる可能性があるか否かについて、その判断の前提として、租税、会計に関する専門的知見を有する専門家による意見書の作成や当該専門家に対する証人尋問等が必要になるものと思われる。
- (2) したがって、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続においてなされるべきである。